

教保体第770-2号
平成27年7月8日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

エレベーター使用による事故防止及び安全指導の徹底について（通知）

日頃、児童生徒の安全指導について御尽力をいただき深く感謝申し上げます。
さて、昨日、県東部の中学校で、校内に設置された給食用エレベーターを使用中、女子生徒が持っていた荷物をエレベーターのドアに挟み大怪我をする事故が発生いたしました。

学校のエレベーターの利用に当たっては、目的に応じた利用規則を定めるなど適切な管理・運営が必要です。

また、エレベーターについては、商業・公共施設など、日常生活でも使用する機会が多いことから、各学校では下記事項を参考に、改めて児童生徒へ御指導くださるようお願いいたします。

記

- 1 エレベーターに体や物が挟まり、大怪我をする可能性があること。
- 2 エレベーターによっては、体や物が挟まった状態で動き出してしまうことがあること。
- 3 むやみにエレベーターの開閉ボタンを押さないこと。
- 4 扉が閉まりかけているエレベーターには、慌てて飛び乗ったり、無理に降りようとしないこと。

埼玉県教育局保健体育課
学校安全担当
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971